



2025 年 8 月 27 日

各 位

東京都港区港南二丁目 16 番 1 号
大 東 建 託 株 式 会 社
代表取締役 社長執行役員 CEO 竹内 啓
(コード：1878 東証プライム・名証プレミア)

株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025 年 9 月 17 日
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 13,400 株
(3) 処分価額	1 株につき 15,875 円
(4) 処分総額	212,725,000 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 B I P 信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、当社の監査等委員でない取締役および当社と委任契約を締結する執行役員（社外取締役および国内非居住者を除きます。）ならびに監査等委員でない社外取締役（国内非居住者を除きます。以下総称して「取締役等」といいます。）を対象に、取締役等の中長期的な業績の向上と企業価値向上への貢献意欲を更に高めるとともに、株主の皆様とのより一層の利害共有を図ることを目的として、2019 年度から導入している「役員報酬 B I P 信託」（以下「B I P 信託」といいます。）を活用した役員向け業績連動型株式報酬制度の一部改定について 2025 年 6 月 26 日開催の第 51 期定時株主総会において承認を受けております。なお、B I P 信託の概要については、2025 年 5 月 26 日付で公表いたしました「役員向け株式報酬制度の一部改定等に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、B I P 信託の期間延長に伴い、当社が三菱 U F J 信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬 B I P 信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」

といいます。)の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役等に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し0.02%(小数点第3位を四捨五入、2025年3月31日現在の総議決権個数662,039個に対する割合0.02%)となります。

本自己株式処分により割り当てられた当社株式は、株式交付規程に従い取締役等に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値15,875円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値を基準としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額15,875円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均15,918円(円未満切捨)に対して99.73%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均15,766円(円未満切捨)に対して100.69%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均15,717円(円未満切捨)に対して101.01%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上

この件に関するお問い合わせ先 大東建託(株)経営企画部 塩見、山本 03(6718)9068
